平成３０年（フ）第２９号
秋田市仁井田本町５丁目15番１号
債務者　有限会社ガレージ・ケイツー
代表者代表取締役　太田　清志
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山紗代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後１時30分
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３１５号
横浜市旭区今宿東町1663
債務者　株式会社グリーンワークス折戸造園
代表者代表取締役　折戸　重樹
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米村　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５号
富山県高岡市中曽根384番地の10
債務者　株式会社アクティブスポーツシステム
代表者代表取締役　菊永　祐二
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　延野　俊浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後１時15分
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１６号
石川県加賀市新保町ラの29番地の１
債務者　株式会社集
代表者代表取締役　中口　邦彦
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　藏石
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前11時15分
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第６６６号
大阪市中央区安土町２丁目３番13号大阪国際ビルディング20階、前本店所在地神戸市中央区小野浜町１－４
債務者　株式会社ワンダイム
代表者代表取締役　松田　充泰
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４１号
東京都千代田区西神田２丁目８番５号
債務者　ジャパンライフ株式会社
代表者代表取締役　山口　隆祥
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１５号
鹿児島県鹿屋市輝北町下百引842番地、住民票上の住所鹿児島県曽於市財部町下財部6534番地
債務者　川添　良子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　選子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
徳島県板野郡藍住町奥野字前川20番地１
債務者　香川　泰宏
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
徳島県三好市池田町ヤマダ456番地、旧住所神奈川県横浜市中区本牧町２丁目293番地１レオパレス本牧504号室
債務者　瀧　由美
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木誠一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（フ）第６８号
兵庫県尼崎市大庄西町３丁目７番18号
債務者　エムアイヘルスこと　池口　雅武
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６号
岩手県奥州市水沢区真城字西鶴巻40―10、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区上姉体６丁目９番地11
債務者　和川　裕紀
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小平　竜太
4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第７号
青森県八戸市青葉１丁目10番11号　パールピアス101、前住所青森県八戸市大字豊崎町字長窪24番地１
債務者　小泉　貴志
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須永　道夫
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
神奈川県小田原市扇町２丁目７番81号
債務者　髙梨　秀子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　裕介
4　破産債権の届出期間　平成30年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７７号
埼玉県越谷市南越谷４丁目19番地32　ハイツセキネＡ―205
債務者　会田　和弘
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５号
京都市右京区嵯峨野神ノ木町13番地７　メゾン・ド嵯峨野102、前住所京都市右京区太秦前ノ田町28番地の８
債務者　中村　秀雄
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　千春
4　破産債権の届出期間　平成30年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係